

天栄村空き家バンク登録物件

改修、家財処分費用を補助します

補助
対象者

天栄村空き家バンクの物件所有者
または入居者・入居予定者

●改修工事

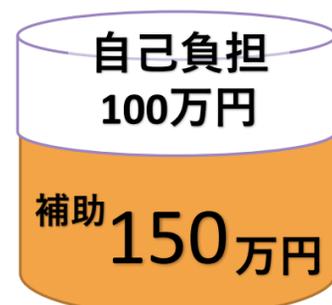
経費総額（税込）20万円以上の工事が対象

- ①工事費の1/2（最大150万円）を補助
- ②ただし、村内事業者で工事すれば、
工事費の3/5（最大150万円）を補助

例えば、250万円の改修工事をした場合



① 村外業者で工事
工事費の1/2を補助



② 村内業者で工事
工事費の3/5を補助

●家財処分

・最大 15万円を補助

※家電リサイクル対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等）の処分料金は対象外

〈 条件（一部） 〉

- ▶家財処分については、空き家バンク登録物件であること
- ▶改修工事については、入居者または入居予定者がいる空き家バンク登録物件であること
- ▶入居者がその住宅に一定期間以上定住する（住民票がある）こと
- ▶改修、家財処分の前に申請し、申請した年度内に改修、家財処分及び実績報告を完了させること
- ▶改修、家財処分の補助は、それぞれ1物件・1人に対して1回のみ利用できます
※所有者、入居者それぞれが同じ物件で同じ補助を受けることはできません
※一度補助を利用した人が、他の空き家バンク物件で補助を受けることはできません。
- ▶自身で行う改修、家財処分は対象外です

天栄村役場建設課

福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78

TEL 0248-82-2110